

みえ元気プラン（仮称）  
（概要案）

【医療保健部関係分】

三 重 県

# 目次

政策	施策		頁
2 医療・介護・健康	2-1	地域医療提供体制の確保	1
	2-2	感染症対策の推進	3
	2-3	介護の基盤整備と人材確保	4
	2-4	健康づくりの推進	5
3 暮らしの安全	3-4	食の安全・安心と暮らしの衛生の確保	6

## 施策2-1 地域医療提供体制の確保

### 2026年を見据えた現状と課題

- 中長期的な少子高齢化の進展により、疾病構造は変化・多様化し医療需要も増加しています。そのため、限られた医療資源を効果的・効率的に活用し、地域にふさわしいバランスのとれた医療提供体制を構築していく必要があります。
- これまでの医師確保対策の取組により、医師数は着実に増えていますが、依然として不足している状況にあり、地域偏在等の課題もあります。新興感染症の出現状況や働き方改革等の環境の変化をふまえた医師の確保に取り組む必要があります。
- 看護職員については、就業者数は年々増加の傾向にありますが、令和7(2025)年の需給推計では依然として不足が見込まれています。引き続き、看護職員総数の確保を図るとともに、在宅医療等不足する領域の看護職員の確保を図る必要があります。
- がん・循環器病(脳卒中、急性心筋梗塞等)は県内における死亡原因の約5割を占め、県民の生命や健康に重大な影響を及ぼす疾病となっています。このため、さまざまな主体が連携・協力して、総合的ながん・循環器病対策を推進していく必要があります。
- 高齢化の進展に伴い救急搬送件数は増加しており、重症者の割合も増加しています。そのため、搬送時間の短縮や受入体制の強化など救急医療体制をより充実・強化していく必要があります。また、医療の質を確保するという観点から、医療安全対策の重要性が高まっており、引き続き医療機関の安全管理体制を強化する必要があります。
- こころの医療センター、一志病院および志摩病院において、地域医療構想など病院を取り巻く状況をふまえながら、県立病院に求められる役割を適切に担うとともに、健全な病院経営に努めていく必要があります。
- 国民健康保険の財政運営の責任主体として、財政運営に係る事務を確実にを行い、円滑な事業運営に努めています。将来にわたり持続可能な制度となるよう、引き続き市町とともに保険財政の安定化や保険料水準の平準化、医療費適正化を図っていく必要があります。

### 取組方向

- 今般の新型コロナウイルス感染症への対応もふまえた上で、「三重県地域医療構想」に基づき、将来の医療需要を見据えた医療機関の機能分化・連携の推進、在宅医療等の充実を図ります。
- 「三重県医師確保計画」に基づき、短期的に効果が得られる施策と医師確保の効果が得られるまでに時間のかかる長期的な施策を組み合わせながら、働き方改革等の環境の変化もふまえつつ、医師確保対策を総合的に進めることにより、医師の総数の確保や偏在の解消に取り組めます。  
看護職員の確保に向けては、総数の確保に取り組むとともに、高度急性期から在宅医療、介護・福祉分野などの領域別偏在の解消に取り組めます。また、勤務環境の改善を推進し、定着の促進に取り組めます。

- 「三重県がん対策推進計画」および「三重県循環器病対策推進計画(今年度策定予定)」に基づき、がん・循環器病対策として、発症予防に注力するとともに、医療提供体制の充実や患者の支援体制の整備等に取り組みます。
- 県民に対する適切な受診行動に関する啓発、二次救急医療機関、救命救急センター、周産期母子医療センターの運営やドクターヘリの運航等の支援、救急医療情報システムや子ども医療ダイヤルの運営等、救急医療体制の整備等を進めるとともに、医療安全の推進に取り組みます。
- 県立病院において、良質で満足度の高い医療サービスを提供するとともに、経営計画に基づき健全な病院経営を進めます。また、志摩病院の指定管理者に対して適切な指導監督を行います。
- 国民健康保険財政を安定的に運営するため、「三重県国民健康保険運営方針」に基づき保険財政の安定化や各市町が担う事務の効率化・標準化に取り組むとともに、医療費の適正化が図られるよう、各市町の実情に応じた予防・健康づくりの取組を支援します。

## 施策2-2 感染症対策の推進

### 2026年を見据えた現状と課題

- 感染症の発生時にその拡大を防止するためには、県民一人ひとりが正しい知識に基づいて、適切に行動することが重要です。そのため、感染予防に関する普及啓発を行うとともに、感染症の発生動向に係る情報の的確な発信が必要です。
- 新型コロナウイルス感染症のような新たな感染症の発生に備え、関係機関と連携し、平時から医療体制の整備や役割分担の明確化に取り組む必要があります。また、日頃の感染予防対策や感染症発生時の拡大防止に対応できる人材の育成が必要です。
- HIVや性感染症、肝炎を早期発見・早期治療することは本人の治療のためだけではなく、感染の拡大を防ぐためにも重要です。そのため、検査が必要な人が適切な時期に検査を受けることができるよう、無料検査を実施するとともに、受検方法等について広く啓発する必要があります。



### 取組方向

- 感染症の発生時に、県民が正しい知識と的確な情報に基づいて行動できるよう、研修会の開催など感染予防に関する普及啓発を行うとともに、感染症発生動向調査システム等を活用した、感染症発生情報の収集・解析、関係機関や県民への情報提供に取り組みます。
- 新型インフルエンザや新興感染症等、発生すると社会的影響の大きい感染症の発生に備え、医療機関や消防、警察、行政機関等の地域の関係機関で構成される感染症危機管理ネットワーク会議等を活用し、関係機関と連携しながら、感染拡大のフェーズに応じた体制整備や役割分担の明確化に取り組みます。また、事業所や施設等における感染予防対策で中心的な役割を果たす人材を育成するための研修を実施します。
- HIV、梅毒、肝炎に対し、無料検査を実施するとともに、検査の必要な人が適切な時期に検査を受検できるよう、啓発を推進します。また、保健所等での相談体制の充実を図り、陽性者が安心して治療ができる体制の整備を進めます。

## 施策2-3 介護の基盤整備と人材確保

### 2026年を見据えた現状と課題

- 「みえ高齢者元気・かがやきプラン(三重県介護保険事業支援計画・三重県高齢者福祉計画)」に基づき、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図っています。
- 特別養護老人ホーム等の整備を市町と連携して進めるとともに、より必要性の高い方が円滑に入所できるよう、特別養護老人ホーム入所基準策定指針を定めています。今後、施設サービスを必要とする高齢者のさらなる増加が見込まれることから、施設整備を着実に推進していくとともに、各施設において入所基準に沿った適切な入所決定が行われることが必要です。
- これまでの確保対策により、介護職員数は増加していますが、介護を必要とする高齢者が増加していく中、介護サービスを担う人材の不足は依然として解消していません。引き続き、市町や関係団体と連携し、総合的な確保対策に取り組む必要があります。
- 令和2(2020)年には約9万1千人と推計されている認知症高齢者数は、令和7(2025)年には10万人を超えると見込まれています。若年性認知症の方も含め、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症に対する社会の理解を深め、早期発見や適切な対応が行われるよう取り組む必要があります。
- 一人暮らしの高齢者が増え、同居家族が担ってきた生活支援や地域とのつながり等を維持するための場がより一層必要となっています。孤独・孤立防止や認知症予防につなげることができるよう、住民主体の通いの場等の活動を支援するとともに、日常生活支援の充実を図る必要があります。

### 取組方向

- 施設サービスの必要性が高い高齢者が円滑に介護施設等に入所できるよう、市町と連携し、特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備を進めるとともに、特別養護老人ホームにおける入所基準の適正な運用に取り組みます。
- 介護人材の確保のため、介護未経験者や外国人を含む多様な人材の参入を促進するとともに、離職防止や定着促進に取り組みます。また、「介護助手」の普及や介護ロボット・ICTの導入促進など、介護職員の負担軽減や業務効率化に取り組みます。
- 認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会をめざして、それぞれの地域で本人と家族を支えるための支援体制を構築するとともに、医療と介護の連携を図り、認知症の予防や診断後の支援等に取り組むなど、「共生」と「予防」を車の両輪として認知症の人本人に寄り添った施策を推進します。
- 高齢者が地域の中で生きがい・役割を持って安心して生活できるよう、関係機関・団体、市町等と連携し、高齢者の介護予防・重度化防止や自立した日常生活の支援等に取り組みます。

## 施策2-4 健康づくりの推進

### 2026年を見据えた現状と課題

- 「人生100年時代」を迎え、平均寿命と健康寿命がともに延伸していく中、その差を小さくし、いつまでも健康に過ごせることが重要です。新型コロナウイルスの感染拡大を契機に人びとの意識が変化し、健康づくりの重要性が再認識されていることをふまえ、新しい生活様式にも対応した健康づくりの取組を推進していく必要があります。
- 健康無関心層を含む全ての県民による主体的な健康づくりを推進するとともに、多くの県民が一日の大半を過ごす職場での健康づくりに取り組んでいます。企業、関係機関・団体、市町と連携し、引き続き、社会全体で継続して健康づくりに取り組む気運の醸成を図る必要があります。
- 「みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」に基づき、乳幼児から高齢者、障がいのある方等に対し、ライフステージに応じた対策を総合的に推進しています。歯と口腔の健康を保ち、生涯にわたり生活の質の向上が図られるよう、引き続き、多様化するニーズに応じた歯科口腔保健対策を講じていく必要があります。
- 難病医療費助成制度の円滑な運営のために、難病指定医および指定医療機関の確保に取り組んでいますが、難病患者が身近な医療機関で適切な治療を継続できるように、拠点病院、協力病院等が連携し、さまざまなニーズに対応できる医療提供体制の充実に取り組む必要があります。

### 取組方向

- 生活習慣を改善し、健康寿命の延伸を図るため、積極的に新しい考え方を取り入れ、データやデジタル技術を活用しながら、県民が主体的に取り組む健康づくりや企業の健康経営の取組を推進するなど、企業、関係機関・団体、市町と連携し、社会全体で健康づくりに取り組みます。
- 全身の健康につながる歯と口腔の健康保持のため、年代や状態に応じた歯科疾患予防や口腔機能の維持・向上に取り組めます。特に、むし歯予防に効果的な幼児期・学齢期におけるフッ化物洗口の実施に取り組むとともに、がんや糖尿病等の治療における医科歯科連携や地域口腔ケアステーションを拠点とした在宅歯科保健医療を推進します。
- 難病指定医および指定医療機関の確保により、医療費助成制度を円滑に運営するとともに、地域の医療機関等の連携による医療提供体制の充実に取り組みます。また、難病患者等の療養生活の質の向上を図るため、生活・療養相談、就労支援を行います。



## 施策3-4 食の安全・安心と暮らしの衛生の確保

### 2026年を見据えた現状と課題

- 食品関連事業者におけるコンプライアンス意識の醸成等に取り組んでいますが、県民の食の安全・安心への関心の高まりをふまえ、さらなる意識の醸成の取組や、消費者自らが判断・選択できるよう正しい知識や情報を入手できる環境は必ずしも十分とはいえない状況です。引き続き食品等事業者や生産者の意識の向上を図るとともに、消費者が食品等事業者、生産者および行政の取組を知る機会を増やし、相互理解を促進する必要があります。
- 食品等事業者に対して監視指導、収去検査および食品表示の適合性の確認等を実施しています。今後も食の安全が確保されるよう監視指導等を実施するとともに、制度化されたHACCPに沿った衛生管理について、確実に運用されることでこれまで以上に食の安全を確保できるよう、事業者の取組を継続して支援する必要があります。
- 生活衛生営業施設に対して監視指導や衛生管理に関する講習会等を行っていますが、生活衛生営業施設における健康被害の発生を防止するためには、継続的に各施設における適正な衛生管理を確認するとともに、自主的な衛生管理を促進する必要があります。
- 医薬品等製造業者等への監視指導や、医薬品等の適正使用の啓発を行っています。今後は、薬局に対して、地域包括ケアシステムにおける在宅医療や健康支援等の拠点としての機能強化等が求められています。また、少子高齢化が進む中、将来にわたり安定して血液製剤を確保するには、献血の促進が必要ですが、特に若年層の献血率が低い状況です。さらに、白血病をはじめとする疾病患者の治療に不可欠な骨髄ドナーの登録数も減少傾向にあります。
- 「人と動物が安全・快適に共生できる社会」をめざし、動物愛護管理に関する取組を行っています。今後も、殺処分ゼロに向けた取組や、ペットに関する防災対策の普及啓発等を進めるとともに、地域における動物に起因する問題等に関して、さまざまな主体との連携をさらに深めていく必要があります。
- 民間団体、学校、市町等の関係機関と連携し、薬物乱用防止に関する啓発、取締りなどに取り組む中、薬物事犯全体の検挙件数は横ばいとなっています。しかし、ここ数年、大麻事犯検挙者数は若年層を中心に増加しており、インターネット上で「大麻は有害性がない」等の誤った情報が氾濫するとともに、覚醒剤事犯の再犯率も増加していることから、若年層に対する正しい知識の普及や再乱用の防止など、薬物乱用防止対策を総合的に進める必要があります。

### 取組方向

- 食品関連事業者および生産者におけるコンプライアンス意識の向上を図るとともに、食の安全・安心に関する正しい知識や情報について、積極的な発信等を行い、消費者との相互理解の醸成・充実に取り組めます。また、「三重県食品監視指導計画」に基づき、監視指導、収去検査および食品表示の適合性の確認等を計画的に実施するとともに、HACCPに沿った衛生管理の取組支援や生産者による農林水産物の衛生管理の確認を実施します。さらに、生活衛生営業施設に対し、監視指導をとおして施設における適正な衛生管理を継続して確認していく



とともに、講習会等の実施により事業者の自主的な取組の促進を図っていきます。

- 医薬品等製造業者等への監視指導等を行うとともに、在宅医療や健康支援等の拠点として、健康サポート薬局や地域連携薬局の認定等に取り組みます。また、献血について、高校生等を対象としたセミナーの開催や献血ボランティア活動の推進等、特に若年層の献血者の確保に取り組むとともに、骨髄バンクのドナー登録者の確保のため、献血やイベント開催時等におけるドナー登録会の開催等、登録機会の充実を図ります。
- 「第3次三重県動物愛護管理推進計画」に基づき、三重県動物愛護推進センター「あすまいる」を県の動物愛護管理の拠点として、殺処分数ゼロに向けた適正飼養の推進や災害時における同行避難などの危機管理対応、動物による危害および迷惑問題の防止など地域における動物に起因する問題等の解決について、市町や獣医師会などの関係団体、地域ボランティア等とともに取り組んでいきます。
- さまざまな関係者と連携し、大学・学校等における薬物乱用防止教室などの講習会や「ダメ。ゼッタイ。」普及運動などの啓発活動を行います。また、警察等関係機関と連携した取締対策や、薬物依存症者やその家族等に対する支援を中心とした再乱用防止対策等、総合的な対策を実施し、薬物乱用のない社会環境づくりを進めます。